

環境部 環境政策課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 環境部 環境政策課

対象年度 令和7年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和8年7月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境政策課の主な業務内容及び職員数（令和8年4月1日現在）は、次のとおりである。

【環境政策課】

環境部 職員2人 環境政策課 職員2人 環境企画係 職員4人 会計年度任用2人	(1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
	(2) 環境計画に関すること。
	(3) 地球温暖化対策に関すること。
	(4) 環境保全審議会に関すること。
	(5) 環境マネジメントシステムに関すること。
	(6) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
	(7) 国際環境技術移転センターとの連絡に関すること。
	(8) 部内の事務事業の調整に関すること。
	(9) 部及び課の庶務に関すること。

大気水質係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 公害防止協定に関すること。
	(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。
	(3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関すること。
	(4) 温泉の利用、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 1 条に規定する特定建築物の環境衛生及び専用水道等に係る監視、調査及び指導に関すること。
公害保健係 職員 4 人 会計年度任用 1 人	(1) 公害健康被害者の補償給付に関すること。
	(2) 公害健康被害認定審査会に関すること。
	(3) 公害保健福祉事業に関すること。
	(4) 健康被害予防事業に関すること。
	(5) その他公害保健対策に関すること。

（職員 19 人、会計年度任用職員 4 人）

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて、事前調査でのリスク評価や監査対象部局への聞き取り等により、次のとおり着眼点を設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) エコパートナー推進事業における「四日市公害と環境未来館」との役割分担や連携にかかるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性等の視点から着眼点を設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、契約事務、現金等管理、公印管理、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 14 人のうち、2 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。係ごとに時間外勤務に大きな差異があることも踏まえ、所属長は、職員の時間外勤務状況の分析を行い、職員配置や業務分担の見直し、業務効率化等により、時間外勤務の縮減に取り組むこと。併せて、所属長による適切なフォローや声掛けを継続的に行い、働きやすい職場環境づくりをはじめとした働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図ること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆大気水質係は、正規職員 7 人中、勤続年数 3 年以上の職員が 1 人という状況であるが、業務の継承に支障は生じていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

大気水質係は、多数の環境法令・衛生法令を所管しており、高度な専門性と業務内容への習熟を要する部署である。環境法令の届出については三重県が作成している事務処理要領を活用して事務処理を行っているが、当課の在籍期間の長い会計年度任用職員が法律関係を熟知しており、また、当課在籍歴の長い課長もフォローに当たっている。併せて、環境省や三重県、各種機関が開催している研修に、リモートも活用し積極的に参加することで経験や知識を深めるとともに、職員間で情報共有を行うことで業務の継承に努めている。

また、工場への立入調査については、業務経験を有する職員が経験の短い職員に同行することで業務の継承を図っている。特定粉じん（アスベスト）が高所に設置されている設備等の調査においては、転落リスクに鑑み、2 人一組での調査において、その内 1 人は墜落防止用器具着用に必要な資格を有している必要がある。現在、有資格

者は2人在籍しており、立入調査に支障は生じていない。加えて、令和8年度には、新たに職員2人が資格取得のため特別教育を受講し、体制強化を図る予定である。

現状では、経験の短い職員には、大気、振動・騒音・悪臭、衛生法関係の各分野別に業務を振り分け、各係員が確実に担当業務を行える体制の整備を図っており、適切な業務執行に努めている。

意見

大気水質係は、環境法令等に精通するなど専門性が求められるが、現在、当課の在籍期間の長い会計年度任用職員がその役割を担っている。経験の短い職員でも専門性を習得できるような取り組みを行うとともに、化学技師が配置されている生活環境課など、引き続き部内で連携して体制強化に努めること。併せて、人事当局にも継続的な人員配置を求めていくこと。

(4) エコパートナー推進事業における「四日市公害と環境未来館」との役割分担や連携にかかるリスク

- ◆エコパートナー推進事業は、環境政策課及び「四日市公害と環境未来館（以下、「未来館」という。）」において実施されているが、両所属間の役割分担は明確になっているか。また、所属間の連携は円滑に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

エコパートナーの所管は未来館であるが、エコパートナー推進事業については、令和7年度まで、未来館では6万円以下の講座、環境政策課では50万円を上限として事業を実施してきた。環境政策課もエコパートナー会議には同席しており、所属間の連携は図ってきている。

令和8年度からは、エコパートナー推進事業のすべてを未来館で実施しており、環境政策課は未来館の同事業をフォローしていく体制を取っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分において、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。その要因は、職員の知識不足や単純なミスといった処理上の問題にとどまらず、所属内での確認・牽制体制が十分に機能していないことにある。

所属長は、定められたルールに基づく事務執行の意識を職員に定着させるとともに、発生し得るリスクを認識させ、内部事務管理の徹底を図ること。また、日常的な確認事項を定型化するとともに、ダブルチェックを徹底するなど、適正な事務処理とその確認が確実にできる体制の整備に取り組むこと。加えて、所属長は決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 地球温暖化対策事業の推進について【有効性の視点】

地球温暖化対策は、気候変動問題など世界的に重要な課題であり、今後も環境省、三重県、関係企業、庁内各所属との連携を強化し、市民への周知徹底を図るとともに、四日市市環境保全審議会からの意見も踏まえつつ、本市として最大限に取り組むこと。

③ 燃料電池自動車導入促進補助金について【有効性の視点】

燃料電池自動車導入促進補助金については、三重県の上乗せ補助制度も併せて活用されることから、県と連携を図りながら、市民に対する効果的な周知・啓発に取り組むこと。

④ 高校生地球環境塾について【有効性の視点】

来日した参加者に本市の取り組みを効果的にPRできるよい機会であることから、参加者の意見を聞き、参加しやすい時間帯や開催機会の把握に努め、必要な改善を図ること。また、実際の参加が難しい場合であっても、引き続きリモートでの参加を働きかけるなど、事業の継続と充実に努めること。

⑤ 特定外来生物の防除について【有効性の視点】

防除に必要な捕獲装置が不足することがないように、必要に応じて捕獲装置の増備について検討すること。

⑥ 環境基準の達成について【有効性の視点】

水質の環境基準について、1地点で基準を達成できなかったが、当基準は望ましい指標としての政策目標であり、達成できなかったことが直ちに問題となるものではなく、人体への影響はないとのことである。この点について、市民に理解が得られるようホームページ等を活用し、分かりやすく周知を図ること。

⑦ 水質調査について【有効性の視点】

産業廃棄物の不法投棄事案に関して、生活環境課から予算の執行委任を受け、水質調査が継続して実施されている事案があるが、異常がない状況が続いているものについては、生活環境課と協議し、調査継続の可否についても検討すること。

⑧ 工場等への立入調査について【有効性の視点】

工場等への立入調査については、大気や水質など内容は多岐にわたるものである。市民生活の環境保全に資する重要な取り組みであり、市民の健康を守るという観点からも、引き続き効果的な調査方法を検討し、確実に実施すること。

⑨ 環境保健予防事業の実施について【有効性の視点】

ぜんそく予防に関する講演会等については、リモートを含む多様な方法により、多くの市民が参加できるよう継続的に取り組むこと。

⑩ 主要事業の評価指標について【有効性の視点】

主要な事務事業の効果を測る指標と数値目標は、市民への説明責任を果たせるよう、その意義や内容をわかりやすく明確にするとともに、職員が職務の成果を実感でき、モチベーションの向上につながるような設定に努めること。また、その達成状況における評価についても、取り組み状況や要因の分析を丁寧に行ったうえで、わかりやすく示すこと。

環境部 四日市公害と環境未来館

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 環境部 四日市公害と環境未来館
対象年度 令和7年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市立博物館 第一会議室
監査期間 令和8年7月2日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部四日市公害と環境未来館の主な業務内容及び職員数（令和8年4月1日現在）は、次のとおりである。

【四日市公害と環境未来館】

四日市公害と環境未来館 職員5人 再任用職員1人 会計年度任用5人	(1) 四日市公害に関する資料の収集、保管および調査研究に関すること。
	(2) 環境を学習する機会の提供並びに環境に関する知識及び意識の啓発に関すること。
	(3) 市民、環境保全活動団体等の交流及び環境保全活動の支援に関すること。
	(4) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
	(5) 公害、環境等に関する図書の貸出しに関すること。
	(6) 上記に掲げるもののほか、館の事業及び管理運営に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて、事前調査でのリスク評価や監査対象部局への聞き取り等により、次のとおり着眼点を設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 収蔵品の適正管理に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性等の視点から着眼点を設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理事務、組織・人員等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務(*)を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務月平均時間も8.8時間と比較的低い水準であった。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むことが求められる。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

(3) 収蔵品の適正管理に係るリスク

◆収蔵品について、適切な財産の掌握が行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

四日市公害に関する書籍や写真等の資料が約2万点あり、博物館と共用の収蔵庫等で保管している。新たに取得したものがある場合は、その都度、収蔵品管理システムに入力している。収蔵品の実在性については、毎月1回、半日～1日かけて職員2～3名で分担してシステムから出力された帳票と現物を突き合わせして確認している。既に確認したものを重複して検数しないよう、検証済のものについては「済」印を押印している。問題は検知されていない。

意見

前回の監査では収蔵品の実査が全く行われていなかったが、今回進捗がみられた点は評価できる。今後は年間の実査計画を立てて、引き続き実施に努めること。また、今後処分を行う際には、特に寄贈を受けたものに対しては、廃棄処分に限らず様々な選択肢を丁寧に検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘

内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、多数の事務処理誤りが見受けられた。その要因は、職員の知識不足や単純なミスといった処理上の問題にとどまらず、所属内での確認・牽制体制が十分に機能していないことにある。

所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、発生し得るリスクを認識させ、内部事務管理の徹底を図ること。また、日常的な確認事項を定型化するなど、適正な事務処理とその確認が確実に行える体制の整備に取り組むこと。加えて、所属長は決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

意見

① 博物館との連携強化について【有効性の視点】

四日市市立博物館と四日市公害と環境未来館は同じ建物内にあり、ともに市の職員が勤務している施設として施設運営や事業の実施については以前から連携している。今後はイベントの企画段階においても両館が協力して推進できる体制の構築に努めること。

② 来館者数の目標設定について【有効性の視点】

スタンプラリーなど多様な企画は来館者数の増加につながり、職員の励みとなる。来館者数の推移を適切に把握し、職員のモチベーション向上につながる目標の設定に努めること。

③ 来館者数増加の取り組みについて【有効性の視点】

ア 海外からの来館者からは、四日市市に公害があったことやそれに対する様々な取り組みが参考になったとの声が寄せられている。このため、SNSなどを活用した海外への発信の手法を検討すること。また、国際環境技術移転センター（ICETT）を通じて環境技術を学ぶ外国人も来館できるよう、働きかけを行うこと。

イ 開館以来、年間約5万人の来館者数を維持している点は評価できる。今後も海外からの来館者増加や同種施設との連携に努めるとともに、特別展の開催や子どもたちのアンケート回答展示など、子どもの来館者増加につながる企画を検討すること。

ウ 当館は市の文化施設や最寄り駅である近鉄四日市駅に近く、恵まれた立地環境にある。文化施設や集客施設でのイベント開催時に当館の周知を図るとともに、県外や市外からの訪問者も多い四日市港ポートビルの展望展示室にもチラシを設置するなど、来館者の増加に努めること。

④ 語り部の継承について【有効性の視点】

語り部の高齢化に伴い、語り部から話を聞いた人が伝承者となる仕組みを取り入れている自治体がある。伝承者や解説員の育成など、四日市公害について確実に未来に伝えるための取り組みを進めること。

環境部 生活環境課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 環境部 生活環境課

対象年度 令和7年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和8年7月3日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部生活環境課の主な業務内容及び職員数（令和8年4月1日現在）は、次のとおりである。

【生活環境課】

生活環境課 職員2人 再任用職員1人 管理係 職員3人 会計年度任用6人	(1) し尿収集に関すること。
	(2) し尿処理手数料、墓地使用料等の調定及び徴収に関すること。
	(3) 斎場墓地及びし尿処理施設の維持管理並びに修繕に関すること。
	(4) 斎場墓地及びし尿処理施設整備計画並びに用地取得に関すること。
	(5) 生活排水計画に関すること。
	(6) し尿処理施設の運営管理に関すること。
	(7) 浄化槽清掃業の許可に関すること。
	(8) 朝明広域衛生組合との連絡に関すること。
	(9) 生活衛生に関すること。
	(10) 北大谷斎場及び市営霊園に関すること。
	(11) 課の庶務に関すること。

ごみ減量推進係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) ごみ減量及び資源のリサイクルに係る施策、計画の立案及び意識啓発に関すること。
	(2) ごみ減量及び資源のリサイクルに係る指導及び調査統計に関すること。
	(3) ごみ減量等推進審議会に関すること。
	(4) 廃棄物対策室に関すること。
廃棄物対策室 職員 3 人 会計年度任用 7 人	(1) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可に関すること。
	(2) 自動車リサイクル関連事業者の登録及び許可に関すること。
	(3) 廃棄物の不法投棄対策に関すること。
	(4) その他廃棄物の適正処理に関すること。
北大谷斎場 会計年度任用 3 人	(1) 北大谷斎場の運営及び維持管理に関すること。
	(2) 北大谷霊園の運営及び維持管理に関すること。

(職員 11 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 17 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて、事前調査でのリスク評価や監査対象部局への聞き取り等により、次のとおり着眼点を設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 経験不足の職員が多く配置されることにより業務に関する技術・知識が所属から失われていくリスク
- (4) 委託業務の管理が適切になされないリスク
- (5) 滞納債権の回収が適切になされないリスク
- (6) 墓地、霊園等が適正に管理されないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性等の視点から着眼点を設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、収入事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

契約事務、物品・備品等管理等において一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 8 人のうち、2 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務（*）を行っていた。その一方で、管理職の声掛けにより勤務時間内での職務遂行の意識が職員間に浸透したこともあって、課全体の職員 1 人当たり月平均の時間外勤務時間数は、1 5 . 8 時間となり、前年度に比べて約 4 時間縮減することができた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意 見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務状況の分析を行い、職員配置や業務分担の見直し、業務効率化等により、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりをはじめとした働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図ること。

また、管理職についても、その時間外勤務の状況を把握することにより、心身の健康と適正な公務能率の確保に努めること。

(3) 経験不足の職員が多く配置されることにより業務に関する技術・知識が所属から失われていくリスク

- ◆当所属の勤続年数が 3 年未満の職員が全職員の 7 割以上を占める。業務に関する技術及び知識が職員間において確実かつ円滑に継承され、所属に蓄積されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

職員は、外部研修を受講すること等によって、積極的に業務に関する技術及び知識の取得に努めている。実務を踏まえた業務マニュアルの作成やその内容の更新により、職員が業務から得た経験を所属の技術及び知識として残すこととしている。これらにより、適切な業務の執行を確保している。また、設備や工作物の管理等に係る業務など、高度の専門的な技術及び知識が必要な業務にあつては、専門的な技術及び知識を有する事業者へ外部委託することにより、当該業務の質の維持向上を図っている。

（４）委託業務の管理が適切になされないリスク

- ◆所管する業務に関して、年間およそ５０件の委託契約を事業者等と締結している。事業者等に委託した業務が、当課が定める仕様のとおり適切に履行されていることを確認しているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

委託業務の履行途中や終了時において、職員による履行現場の立会い、成果物や業務完了を証する書面の提出などの方法により、仕様どおりに業務が履行されていることを確認しているとのことであった。

しかしながら、一部の業務委託契約において、履行確認に係る不適切な事務手続が見受けられた。

意見

業務委託契約は、本市の事務事業を効果的かつ効率的に実施するために、事業者等に業務の執行を委託するものである。委託する業務は、本市の業務であり、そこから生じる成果と責任は、委託者である本市に帰属することを改めて認識した上で、適切な手続に基づく業務の履行確認を徹底し、より効果的な業務委託とすること。

また、委託期間が複数年度に及ぶ業務にあつては、その執行を受託者任せにすることなく、その業務内容の詳細まで十分に把握した上で、必要な指示をすることにより、委託業務の質の維持に努めること。

（５）滞納債権の回収が適切になされないリスク

- ◆滞納となっている霊園使用料とし尿くみ取り手数料に対する徴収対策は、適切に講じられているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

霊園使用料については、使用者の転居による所在不明や死亡等により滞納となる場合が多い。戸籍や住民登録等の調査だけでなく、お盆や年末年始の墓参時を狙って霊園使用者に接触することにより、本人や相続人に連絡をとり、その上で催告を行い、滞納債権の回収につなげている。

し尿くみ取り手数料については、文書や架電による催告を行うことにより早期の納付を促している。滞納期間が長期にわたるようになったり、滞納額が多額になったりしたときには、手数料の納付があるまでし尿くみ取りを留保する不定期収集を実施することで、滞納者に早期の納付を促している。

意見

霊園使用料の滞納の要因としては、霊園使用者の転居や死亡により債務者の特定が困難になっていることが挙げられる。また、し尿くみ取り手数料の滞納の要因としては、債務者の生活困窮が挙げられる。これらの滞納要因の早期解決を図るため、戸籍

や住民登録等の事務を所管する市民生活部市民課や生活困窮者支援事業を所管する福祉部局との連携を継続しつつ、滞納債権の適切な管理に努めること。

(6) 墓地、霊園等が適正に管理されないリスク

- ◆墓地公園、霊園、市内各地に所在する墓地のほかに中継貯留槽等のし尿処理施設など、多数の公有財産を所管している。これらの財産は、適切に管理されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

北部墓地公園は、指定管理者による管理とし、北大谷霊園と北大谷斎場は、両者を併せて、プロポーザルによる契約により施設の管理を事業者委託している。旧町村から引き継いだ富田、富洲原、塩浜の各霊園は、公益社団法人四日市市シルバー人材センターなどに委託して年間を通して除草や清掃、枯れ花等の収集を行っているほか、職員が定期的に巡回している。その他の市内各地の墓地は、いわゆる旧慣墓地と呼ばれるものであり、その管理は地元自治会や墓地管理組合等によって行われている。年度末には職員が当該墓地の実査を行い、その状況を確認している。

し尿処理施設は、その管理を株式会社四日市市生活環境公社に委託している。受託業者からの管理報告に基づいて、修繕等の必要な対応を取るようになっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。その要因は、職員の知識不足や単純なミスといった処理上の問題にとどまらず、所属内での確認・牽制体制が十分に機能していないことにある。

所属長は、定められたルールに基づく事務執行の意識を職員に定着させるとともに、発生し得るリスクを認識させ、内部事務管理の徹底を図ること。また、日常的な確認事項を定型化するなど、適正な事務処理とその確認が確実に行える体制の整備に取り組むこと。加えて、所属長は決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 時機を捉えた例規の改正について【有効性の視点】

科学的知見の蓄積や環境意識の高まり等もあって、生活環境分野に関する社会的状況や社会通念は変化してきている。このような変化に伴って生活環境に関する規制等について定めた条例、規則等の規定がその正当性を失っていないか、適切な時機に確認し、必要に応じて当該規定の改正を検討すること。

③ トイレトラックを活用した啓発活動について【有効性の視点】

災害時におけるトイレの確保を目的に令和7年度に導入したトイレトラックは、平常時においては防災啓発のために、展示したり、実際に利用してもらったりすることを考えている。令和8年度は、大四日市まつりや市民総ぐるみ総合防災訓練などの全市的な行事において利用してもらうことを予定している。今後は、地区の防災訓練な

どにおいても展示するなどして、子どもから高齢者まで幅広くトイレトラックを知ってもらう機会を作り、災害時のトイレ確保の重要性を啓発すること。

④ 火葬需要の増加への対応について【住民福祉の向上】

社会の高齢化の進展を背景に、今後、火葬需要の増加が見込まれ、これにより火葬待ちの発生など、市民生活に直結する影響が懸念される。火葬能力の維持向上に向けた火葬炉設備の計画的な更新や近隣市町との連携による火葬業務の広域化など、将来にわたり火葬需要に応えられる体制が確保できるよう検討を進めること。

⑤ こどもたちへのごみの減量及び再資源化に係る啓発について【有効性の視点】

食品ロスダイアリーの配付、資源集団回収を実施した子ども会等への補助金の交付などの事業を通じて、次世代を担うこどもたちにごみの減量及び再資源化の重要性を啓発してきている。将来に向かって持続可能な社会を作っていくためには、こどもたちへの環境教育は不可欠なものであることから、教育委員会との連携を一層強化し、これらの啓発事業の拡充に取り組んでいくこと。

⑥ ごみの減量及び再資源化の推進について【有効性の視点】

ごみの減量と再資源化の推進を図るため、法律及びそれに基づいて制定された条例の規定により「ごみ減量等推進審議会」を設置している。この審議会は、学識経験者、事業者（その従業員を含む。）及び市民から委嘱された委員で構成され、市長の諮問に応じ、必要な調査と審議を行って、市長に意見を述べる機関である。

ごみの減量と再資源化に関する施策及び事業を展開していくためには、これまで以上に住民及び事業者との協力関係の構築が重要になる。引き続き、同審議会への諮問制度を積極的に活用し、そこでの意見も踏まえながら、ごみの減量及び再資源化に関する施策を推進していくこと。

⑦ 主要事業の評価指標について【有効性の視点】

主要な事務事業の効果を測る指標と数値目標は、市民への説明責任を果たせるよう、その意義や内容をわかりやすく明確にするとともに、職員が職務の成果を実感でき、モチベーションの向上につながるような設定に努めること。また、その達成状況における評価についても、取り組み状況や要因の分析を丁寧に行ったうえで、わかりやすく示すこと。

環境部 環境事業課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 環境部 環境事業課

対象年度 令和7年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市クリーンセンター 多目的ルーム1

監査期間 令和8年7月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

環境部環境事業課の主な業務内容及び職員数（令和8年4月1日現在）は、次のとおりである。

【環境事業課】

環境事業課 職員 2人 再任用職員 1人 施設係 職員 3人 会計年度任用 1人	(1) ごみ処理施設の維持管理及び修繕に関すること。
	(2) ごみ処理施設の整備計画及び用地取得に関すること。
	(3) 四日市市クリーンセンター及び南部埋立処分場の周辺環境整備に関すること。
	(4) 犬猫等動物の死体処理の受付に関すること。
	(5) 犬猫等動物の死体処理料の調定及び徴収に関すること。
	(6) 資源物の売却等に関すること。
	(7) ごみ処理手数料の調定及び徴収に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。
事業係 職員 5人 会計年度任用 9人	(1) 清掃衛生作業用車両及び清掃衛生作業用器材の配置計画に関すること。
	(2) 清掃業務の安全衛生に関すること。
	(3) 南北清掃事業所との連絡調整に関すること。

	(4) 地域の清掃及び美化に関すること。
	(5) 資源物の持ち去り行為に関すること。
清掃事業所	(1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
北部清掃事業所	(2) 一般廃棄物の分別排出、分別運搬及び再資源化の啓発指導に関すること。
職員 34 人	(3) 作業用車両及び作業用器材の維持管理に関すること。
再任用職員 3 人	(4) 所管車両の事故防止及び事故処理に関すること。
会計年度任用 22 人	(5) 犬猫等動物の死体処理に関すること。
南部清掃事業所	
職員 18 人	
再任用職員 2 人	
会計年度任用 14 人	

(職員 62 人、再任用職員 6 人、会計年度任用職員 46 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて、事前調査でのリスク評価や監査対象部局への聞き取り等により、次のとおり着眼点を設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 金券の管理におけるリスク
- (4) 公有財産及び備品の管理におけるリスク
- (5) 車両運行時における交通事故のリスク
- (6) 塵芥収集車両の更新に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性等の視点から着眼点を設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務、文書管理等について一部事務処理誤りが見受けられた。

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 58 人のうち、4 人が年間 360 時間を超える時間外勤務（*）を行っていた。

- * 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務状況の分析や早期の声掛けを行い、職員配置や業務分担の見直し、業務効率化等により、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりをはじめとした働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図ること。

また、土曜日及び祝日の勤務について、可能な限り週休日の振替ができるよう勤務体制を整えるとともに、計画的な年次有給休暇取得を推進すること。

（３）金券の管理におけるリスク

- ◆粗大ごみ処理券の取扱いについて、紛失等の事故が発生する可能性はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

粗大ごみ処理券は事務室内の金庫に保管し、事業者に出納を行っている。交付整理簿は備えられていたものの、四日市市会計規則第 136 条に定められた金券整理簿は備えられていなかった。これは、四日市市粗大ごみ戸別収集用証紙取扱要綱第 13 条において定められた「粗大ごみ戸別収集用証紙受払出納簿（第 10 号様式）」が作成されていなかったものである。

また、金券の管理の基本方針によれば、出納員は「毎日業務終了後、出納簿の出納の内容を確認するとともに金券残数と残数欄を照合して確認印を押す」こととされているが、払出時に交付整理簿に証紙に印字された連番を記載し、次の払出時に連番の抜けがないかの確認は行っているものの、残数確認は年 1 回の会計管理課への金券残高確認書提出の際にのみ行われていた。

意見

証紙を大量に保有している所属であり、要綱に定められた様式を用いて、規定に従った適正な出納管理を行うなど、事故の未然防止に努めること。

(4) 公有財産及び備品の管理におけるリスク

- ◆所管する施設には市職員が常駐していない施設もあるが、公有財産や備品の管理は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

備品の実査は行われていたが、実査記録に記入漏れがあった。また、備品ラベルが貼付されていないものや、旧備品ラベルから新備品ラベルへ貼替えられていないものが見受けられた。

公有財産の実査については、複数の職員が分担して照合し、所属長の抽出確認が複数の日にわたって行われていた。しかし、照合記録には担当職員の氏名を1名のみ記載し、抽出確認日も最終日のみ記載していた。

意見

公有財産及び備品においては、適切に管理を行い、備品ラベルの適正な貼付や実態に即した正確な記録など、基本的な事務処理を徹底すること。

(5) 車両運行時における交通事故のリスク

- ◆業務で日常的に車両を運行しているが、交通事故の発生抑制に努めているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

収集及び運搬に関する「安全作業・運転手順」を作成し、随時見直しを行うとともに、都度職員に周知している。事故発生箇所については、全職員に更なる注意喚起を行い、安全衛生委員会でも共有している。

道路の損傷や白線の消失がある場合は、所管する道路管理者に情報提供を行っているほか、交差点付近などの立地条件を含め、危険な状況が見受けられる集積場については、自治会に働きかけ、事故が起きやすい状況の改善に努めている。

意見

ごみ収集は日々の業務であることから、塵芥収集車の安全運行について繰り返し注意喚起を行い、職員が安全な運転を行うよう徹底すること。ごみ集積場周辺を含め、巻き込み等の事故が発生しないよう、安全管理に注意すること。

また、運行前後のアルコールチェックについて、厳格に実施するよう、再度周知徹底を図ること。

(6) 塵芥収集車両の更新に係るリスク

- ◆車両の更新は、計画に基づき適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

更新時期を分散させるとともに、必要に応じた車両更新を行うため、塵芥収集車更

新計画を作成している。原則として9年間使用した後の車両の状態によって更新を判断することとしており、現在は令和15年度までの計画となっているが、更新対象となるのは老朽化した車両であり、その状態も変化しやすいことを踏まえ、今年度中に更新計画の見直しを予定している。

意見

塵芥収集車は稼働率も高く、ごみを取り扱う性質上、年数の経過により故障が起こる可能性もある。単に計画どおりに更新するのではなく、確実な点検に基づいて、臨機応変な修繕や更新を行うこと。更新については、対外的にも必要性が説明できるよう、更新基準の明確化を検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、多数の事務処理誤りが見受けられた。その要因は、職員の知識不足や単純なミスといった処理上の問題にとどまらず、所属内での確認・牽制体制が十分に機能していないことにある。

所属長は、定められたルールに基づく事務執行の意識を職員に定着させるとともに、発生し得るリスクを認識させ、内部事務管理の徹底を図ること。

また、支払遅延については法律で定められていることを再認識し、日常的な確認事項を定型化するなど、適正な事務処理とその確認が確実に行える体制の整備に取り組むこと。加えて、所属長は決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

意見

① 四日市市清掃事業所処務規程について【合规性の視点】

四日市市清掃事業所処務規程には、「犬猫等動物の死体処理に関すること。」が記載されている。四日市市クリーンセンターが稼働するまでは火葬を行っていたものの、現在は死骸の回収及び時間外における保管のみを行っているため、市民の誤解を招かないよう、規程と運用の整合を図ること。

② 資源物持ち去り行為への対策について【合规性の視点・住民福祉の向上の視点】

資源の持ち去りについては、行為の悪質化が進んでいることに加え、巡回パトロールなどの隙を狙った持ち去りが行われている。住民が安心して暮らせるよう、引き続き警察と連携しつつ、対策強化を図ること。

③ 生活環境課との連携について【有効性の視点】

ごみ処理基本計画の運用や次期計画の策定に当たっては、現場の状況と乖離しないよう、生活環境課との連携を図ること。また、資源物持ち去りなどの各種対策についても、人的協力をはじめとした生活環境課との連携に引き続き努めること。

④ 職場環境の整備について【有効性の視点】

職員が多く職種也多岐にわたるため、職員間の密なコミュニケーションを図り、より良い職場環境の整備に取り組むこと。

⑤ 行政手続きの研究について【効率性の視点・住民福祉の向上の視点】

市民生活に直結する行政手続きについて、オンライン化などによる利便性の向上に向け、引き続き研究を進めること。

⑥ 主要事業の評価指標について【有効性の視点】

主要な事務事業の効果を測る指標と数値目標は、市民への説明責任を果たせるよう、その意義や内容をわかりやすく明確にするとともに、職員が職務の成果を実感でき、モチベーションの向上につながるような設定に努めること。また、その達成状況における評価についても、取り組み状況や要因の分析を丁寧に行ったうえで、わかりやすく示すこと。

リスク評価チェックリスト

事前調査 R8. 4. 9～R8. 5. 26							環境部			
※出先職場には加算あり ※網掛けの数字は、監査でリスク発現が確認された項目							環境政策課	（出先加算） 四日市公害と環境未来館	生活環境課	（出先加算） 環境事業課
チェック項目：リスクを内在する事象			想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度 評価指標	リスク発生時の被害又は影響の程度 評価指標	評点	評点	評点	評点	
(1) 所属の 主要な 事業	ア	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 （許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等）	許認可等の事務が適切に行われないリスク	0 許認可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではないが許認可等の事務あり 2 許認可等の事務が主要な業務		2	4	2	4	
	イ	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に自所属のみで行う 2 部内における内部統制に関わる業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている		2	2	2	2	
(2) 収入事務	ア	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 （施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等）	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまに手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではないが、定期的に行っている 2 主要な業務として毎月行っている	徴収額 1 1 0 0 0 万円未満 2 1 0 0 0 万円以上 1 億円未満 3 1 億円以上	0	0	3	12	
	イ	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権 1 0 件未満 2 滞納債権 1 0 件以上	滞納債権の総額 1 1 0 0 万円未満 2 1 0 0 万円以上	0	0	4	0	
(3) 現金等管理	ア	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いはあるか。	現金・金券の紛失、盗え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に 1 回未満 2 週に 1 回以上	1 か月の現金・金券の取扱平均額 1 1 0 0 万円未満 2 1 0 万円以上	2	4	4	8	
(4) 支出事務	ア	歳出予算（給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く）の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数（1 件当たり 1 0 0 万円以上のもの（契約書の作成が必要なもの）） 1 1 0 件未満 2 1 0 件以上	所属の支出総額（給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く） 1 3 0 0 0 万円未満 2 3 0 0 0 万円以上 1 億円未満 3 1 億円以上	6	6	6	12	
	イ	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 （負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算 1 0 0 0 万円未満、かつ、運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算 1 0 0 0 万円以上、又は、運営費に対する補助金あり	1 財源が国県費のみ 2 財源が市費のみ、又は市費と国県費	4	0	4	4	
	ウ	扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり	扶助費の支出総額 1 3 0 0 0 万円未満 2 3 0 0 0 万円以上 1 億円未満 3 1 億円以上	2	0	2	0	
(5) 契約事務	ア	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 1 0 件未満 2 1 0 件以上	工事請負費、修繕料に係る予算の合計額 1 1 0 0 0 万円未満 2 1 0 0 0 万円以上 1 億円未満 3 1 億円以上	0	0	4	8	
	イ	事業者と業務委託の契約を締結しているか。 （施設管理業務委託、事業運営業務委託など）	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5 件未満 2 5 件以上	1 事務事業の一部であり軽易な部分のみを委託 2 事務事業の主要な部分を委託	4	8	2	8	
	ウ	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。（エに該当する契約を除く。）	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 1 0 件未満 2 1 0 件以上	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約における契約金額の合計 1 1 0 0 万円未満 2 1 0 0 万円以上	4	8	4	8	
	エ	指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり	プロポーザル等による契約における契約金額の合計 1 1 0 0 万円未満 2 1 0 0 万円以上	0	0	4	0	
	オ	プロポーザルによる契約（企画提案型のものを含む。）又は特定の地域活動組織との継続的な契約（「プロポーザル等による契約」という。）を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり		4	0	4	0	
(6) 財産管理	ア	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	0 なし 2 あり		4	0	4	4	
	イ	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生のリスク 不適正な賃付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり		0	0	4	4	
	ウ	備品を保有しているか。	備品の管理が適切に行われないリスク	0 なし 1 あり（重要物品なし、かつ、他の施設に設置していない、かつ、公印を保有していない） 2 あり（重要物品あり、又は、他の施設に設置している、又は、公印を保有している）		4	4	4	4	
(7) 基金	ア	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり		0	0	0	4	
(8) 情報管理	ア	個人情報を持っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね 1 0 0 件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね 1 0 0 件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね 1 0 0 件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある		6	4	6	2	
(9) 組織・人員	ア	監査年度を含む過去 2 年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部局の変更（所管業務は変更なし） 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり		0	0	0	0	
	イ	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の発露とかが発生するリスク	1 3 年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の 5 0 % 以上 2 3 年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の 5 0 % 未満		4	4	4	2	
	ウ	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務 3 6 0 時間以上の職員なし 1 年間時間外勤務 3 6 0 時間以上の職員あり 2 厚生労働省が定める過労死の労災認定基準（※）を上回る時間外勤務を行っている職員あり		4	0	4	4	
(10) その他	ア	毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している		0	0	0	4	
合計点						52	44	71	94	